

## 県内産資材情報提供制度 登録要領

### 1. 目的

この制度は、本県が発注する公共工事での県内産資材の利用促進を目的とし、製造事業者から申込される県内産資材情報を公表することにより、県内産資材の見える化を図るものである。本要領は、県内産資材情報提供制度に関して必要な事項を定める。

### 2. 定義

#### (1) 登録者

本要領における「登録者」とは、本要領に定める事項を承諾のうえ、県が指定する手続きに基づき、県内産資材の情報提供を申込した者をいう。

#### (2) 利用者

本要領における「利用者」とは、本要領に定める事項を承諾のうえ、本要領が定める情報サービスを利用する者をいう。

### 3. 登録対象製品

次の条件のいずれかを満たす資材を対象とする。

①徳島県内の工場で加工、製造された製品

②材料に県内産出原材料を使用している製品

注1 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工製造した製品も県内産資材として取り扱う。

注2 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。ただし、複数の県外製品の本来の仕様に基づく組立てのみを県内の工場で行った製品は含まない。

注3 木材については、徳島県木材認証制度により県内産であることが「産地認証」されたもの。これにより難しい場合は、徳島県内の森林で育成したことが確認されたもの。

注4 再生砕石については、県内の再資源化施設で製造された資材を県内産資材とする。

注5 徳島県土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

注6 リース材は含まない。

### 4. 登録条件

#### (1) 申込資格

県内産資材を製造する事業者を対象とする。

#### (2) 登録の審査

登録申込書などの提出書類を審査し、記入漏れや誤記の訂正のほか、この制度の趣旨に適合するように申込者に修正を求めることがある。

修正の求めに応じない場合や登録要件に適合しない場合は、登録を認めない。

また、徳島県土木工事共通仕様書等に基づく品質証明ができない製品や複数の県外製品の本来の仕様に基づく組立てのみを県内の工場で行った製品については登録を認めない。

## 5. 登録申込方法

### (1) 申込

登録申込は、別に定める「登録申込書」（様式第1号及び第2号）により行うものとする。

### (2) 提出方法

登録者は次のメールアドレスに「登録申込書」（様式第1号及び第2号）（Excelファイル）を添付のうえ送信するとともに下記の電話番号に受領確認の電話をすること。

なお、一通のメール（本文＋添付ファイル）の容量は5MBを上限とする。

電話：088-621-2628

メールアドレス：kensetsukanrika\_kennaisanshizai@mail.pref.tokushima.lg.jp

（受付時間：平日9:00～17:00）

## 6. 登録削除

### (1) 申込

登録した製品の製造、加工及び商取引を中止したとき、登録内容に変更が生じたとき、または登録を取り下げようとするときは、速やかに、別に定める「登録申込書」（様式第1号）により登録削除を申し出るものとする。

### (2) 提出方法

5. 登録方法（2）の規則を準用する。

## 7. 情報公表

県は、登録者から申込のあった「登録申込書」（様式第1号）の内容をとりまとめた「県内産資材データベース」及び「登録申込書」（様式第2号）の情報の全部またはその一部をホームページその他の方法により公表するものとする。

毎月末日を登録申込の締切りとし、翌月下旬に情報を公表するものとする。

なお、「県内産資材データベース」は、徳島県土木工事共通仕様書第2編材料編第3節2-1-3-1における確認資料に代わるものではない。

## 8. 県の免責

県内産資材情報提供制度は、登録者から提供があった情報を取りまとめ、公表する制度であり、登録されている製品の品質保証や推薦、推奨をしているものではない。また、登録者について、取引の斡旋や保証等を行うものではない。

この「県内産資材データベース」を通じて情報等を得た機会にトラブルが発生したとしても、県は一切責任を負わない。

## 9. 登録の抹消

県は、次の事項に該当するときは登録者に事前通知なしで直ちに登録を抹消することができるものとする。

(1) 3. 登録対象製品及び4. 登録条件の規定に適合しないと認められたとき

(2) 登録した事項に虚偽または誇大な内容が含まれていると認められたとき

(3) 当該製品が法令などに定められている基準等に適合していないと認められたとき

(4) 当該製品に係る注意、勧告等行政機関による処分が行われたとき

(5) 報道その他の情報手段により、登録した製品の製造、加工及び商取引を中止したことが明らかなき

(6) その他情報登録者がこの要領の規定に違反したとき

#### 10. 改正

この要領の改正について、県が改正内容を通知またはホームページへの掲載による告知をした後において、情報の登録及び利用を継続した場合には、登録者及び利用者は改正された要領を承諾したものとする。

#### 11. 登録者・利用者の遵守事項等

登録情報は、県内産資材の製造加工業の活性化または支援及び県内産資材調達を目的とする場合のみ、その参考資料として利用することができる。

登録者及び利用者は、この要領を遵守しなければならない。

#### 12. その他要領に定めのない事項

本要領に定めのない事項については、必要に応じて県が別に定めるものとする。

(附則)

本要領は、令和5年1月10日から施行する。